

「サステイナブルな取組み」ガイドライン

【サステイナブルな取組みに関する方針】

一般社団法人日本ジュエリー協会が提言する「サステイナブルな取組み」とは、CIBJO（国際貴金属宝飾品連盟）の「責任ある調達に関する指針」にて明記されているように、世界的な潮流としての取り組みであり、調達から販売までの手続きを各事業者の事業範囲において可能な限り実践していくための指針として示すことにより、消費者信頼の維持・向上および業界全体の持続的な発展に寄与していくことを目指しているものです。

【各事業者のサステイナブルな取組み】

1. 宝石、貴金属の原材料の調達

ジュエリーの原材料である宝石と貴金属およびその合金を各事業者がそれぞれの事業範囲において、紛争および不正な労働環境に加担しないサステイナブルな取組みにて調達していくことを、当協会は推奨しています。

＜関連制度等＞

「キンバリー・プロセス証明制度」

紛争ダイヤモンドではないことを証明する制度で、ダイヤモンド原石の輸出には、不正に開封できない容器を使用し、当制度に参加している国に対してのみ許可され、原産地証明書の添付のない原石は参加国に持ち込めないようになっている制度。

「システム・オブ・ワランティ制度」

ダイヤモンド業界での自主規制として、キンバリー・プロセス参加国すべてが支持する制度であり、研磨済みダイヤモンドの納品時のインボイスに「紛争への資金提供に関与しない供給源より購入された」との宣誓文の記載が義務付けられている制度。

「貴金属素材の調達」

LBMA（ロンドン貴金属市場協会）、LPPM（ロンドン・プラチナ・パラジウム市場）等から認証を受け、サステイナブルな取組みを実践している調達先からの調達。

2. 人権尊重への取組みと労働環境の整備・促進

調達先との関係を含めて、各事業者は人権尊重への取組みと労働基準法に基づいて、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を整備・推進することを、当協会は推奨します。

＜関連制度等＞

「人権デュー・ディリジェンス（適正評価対処義務）」

調達先を含めた、自社の業務に関わる人たちの人権侵害等を見極め、その人権侵害等が特定された場合には適切に対処することが求められる。

「労働基準法」

労働基準法は労働契約や賃金、労働時間や休日・休息・有給休暇など、労働者を守るための最低限の労働条件の基準を定めた法律で、企業は労働条件に関する最低限のルールとして守らなければならない。

3. 顧客・取引先とのサステイナブルな取引

顧客・取引先との関係を本人確認書類、取引基本契約書等により明確化し、通常とは異なる、または疑わしい取引の見極めを、各事業者の事業範囲において対応していくための仕組みづくりを、当協会は推奨しています。

<関連制度等>

「犯罪収益移転防止法（犯収法）」

宝石・貴金属の取引は、マネー・ローンダリングやテロ資金供与等の有効な手段となり得ることから、宝石・貴金属を取り扱う業者は犯収法の規制の対象事業者となっており、法令上の下記義務が課されている。

- ・取引時（200万円超の現金取引等）の本人・職業等の確認
- ・確認記録・取引記録の作成および7年間の保存
- ・行政庁への疑わしい取引の届出
- ・取引確認等を的確に行うための社内管理体制の構築

「基本取引契約書」

継続取引を前提とした契約書の取り交わしによる、取引条件等の明確化

4. 商品情報やサービス内容の正確な表示と開示並びに販売者責任の明確化

各事業者は販売先に対し、商品情報およびサービス内容について正確な表示と開示を行い、さらに、一般消費者に対しては、販売者責任の明確化のための「販売証明書」の発行を、当協会は推奨しています。

<関連制度等>

「宝石もしくは装飾用に供される物質の定義および命名法」

（一社）宝石鑑別団体協議会と（一社）日本ジュエリー協会が消費者利益の観点に立って、宝石もしくは装飾用に供される物質に対しての業界の健全な発展のための情報開示の基本ルールとして発行。

「真珠の定義および命名法に関する規定」

（一社）宝石鑑別団体協議会と（一社）日本ジュエリー協会が天然真珠と養殖真珠を分類し、それぞれの定義および命名法に関する規定を定めて発行。

「ジュエリーおよび貴金属製品の素材等の表示規定」

（一社）日本ジュエリー協会が一般消費者に対して、ジュエリーを購入するにあたって合理的な商品選択ができるよう、的確な情報伝達を目的に、貴金属素材等の表示法を定めて発行。

「景品表示法」

商品やサービスが実際より優れていると偽った宣伝および競争業者よりあたかも優れているかのように偽って宣伝する「優良誤認表示」、さらに、取引条件が実際より有利であると偽って宣伝したり、競争業者より著しく安いかのように宣伝したりする「有利誤認表示」は、故意に表示する場合だけでなく、誤って表示した場合にも「景品表示法」の規制の対象となる。

「販売証明書」

消費者に対して、販売者責任を明確化するために発行すべき証書。